

第2節 県の配備体制及び職員の配置計画

災害に対するため、県が行う災害応急対策に関し、所要の人員を確保するための職員の動員については、本計画の定めるところによる。

(実施機関)
県関係課

第1 配備体制

配備区分	配備時期	配備内容	備考
第1 非常体制	1 大雨注意報等が発表され相当な災害の発生が予想される時又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき 2 県内に震度4の地震が発生したとき 3 気象庁本庁又は大阪管区気象台が、「徳島県津波注意」の津波注意報を発表したとき	1 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し状況に応じて速やかに第2非常体制に移行し得る体制とする。 2 配備につく職員は、原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。	----- 左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。 本部長：企画課長 本部長：危機管理局職員
第2 非常体制	1 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3 河川が警戒水位に近づいたとき 4 県内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 5 気象庁本庁又は大阪管区気象台が、「徳島県津波」の津波警報を発表したとき 6 その他特殊災害が発生し大規模な災害が予測される時。	1 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、速やかに第3非常体制に移行し得る体制とする。 2 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所用の措置を講ずるものとする。	----- 左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要する必要があることから「警戒本部」及び「警戒支部」を設置する。 本部長：危機管理局長 本部長：危機管理局職員 並びに関係課課員 支部長：南部総合県民局長及び土木事務所長 支部員：実施班員をあてる。
第3 非常体制	災害対策本部が設置されたとき	1 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員を配備する体制とする。 2 震度6弱以上の地震が発生したときは、全員配備体制とする。	

第2 動員体制

1 動員計画

配備各課（各班）は，各配備体制に応じて必要な人員を動員するものとし，職員の動員順位あるいは連絡方法等について，あらかじめ徳島県災害対策本部運営規程により作成しておくものとする。

（徳島県災害対策本部運営規程別表第5 参照）

2 職員の召集

(1) 勤務時間内

庁内放送等により，周知するものとする。

(2) 勤務時間外

職員の召集方法については，電話，ポケベルその他の方法によるものとする。

なお，職員は，災害発生後の情報等の収集に積極的に努め，参集に備えるとともに，配備指令が伝達される前に，それぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は，速やかに自主参集するものとする。

（徳島県災害対策本部運営規程別表第5 参照）

第3 応援職員の派遣

知事は，災害応急対策実施のため必要があるときは，四国，中・四国各ブロック，近畿2府7県及び全国都道府県の広域応援協定に基づき，若しくは地方自治法第252条の17又は法第29条の規定に基づき，国又は他の地方公共団体から技術者等職員の派遣を求め，災害対策の万全を期するものとする。

（注） 四国，中四国各ブロック及び近畿2府7県の広域応援協定書を別冊資料編に添付

災害対策本部（支部）設置の動員体制

業務内容	災害対策本部・支部設置		
動員区分	勤務時間内	勤務時間外 ・出張中	備考
本部長 副本部長 本部長 支部長	直ちに配備態勢につく。	連絡等により，直ちに登庁し， 配備態勢につく。	
本部事務局員 支部事務局員 本部連絡責任者	直ちに配備態勢につく。	連絡等により，直ちに登庁し， 配備態勢につく。	
応急対策班 各班要員 各実施班要員	直ちに配備態勢につく。	連絡等により，直ちに登庁し， 配備態勢につく。	
各班・各実施 班の要員以外 の職員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて，連絡等 により，直ちに登庁し，配備態勢に つく。	
震度6弱以上の地震が発生した場合は，全員勤務場所へ登庁する。			

- 注 1 登庁が困難な場合は，連絡し，指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。
 2 動員区分欄は県災害対策本部運営規程による。